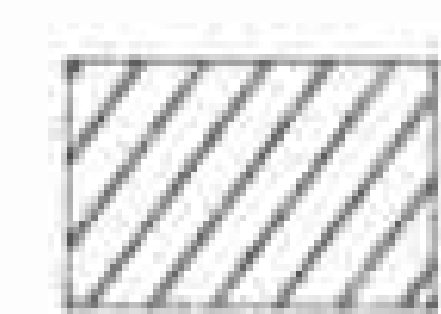

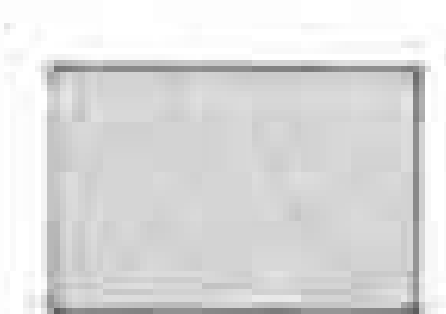


／地価を安定させるため／

土地取引の届け出面積が 引き下げられます

監視区域図

(凡例)

-  都市計画区域外の区域
一万平方メートル以上
-  市街化調整区域
千平方メートル以上
-  市街化区域
百五十平方メートル以上

四月一日から

監視区域が拡大

土地の乱開発と地価の高騰を防ぐため、国土利用計画法では、一定の面積（市街化区域では二平方メートル、市街化調整区域では五平方メートル、都市計画区域外では一万平方メートル）以上の土地取引については、契約の六週間前までに知事取引価格と利用目的を届け出ることが義務づけられています。

しかし、最近の地価高騰により小規模な土地取引についても届け出を義務づけ、地価の安定を図る必要が生じてきました。

富士市でも既に、市の中西部が監視区域に指定されていますが、四月一日からさらに監視区域が拡大され、既に指定されている中西部も含め、届け出面積が引き下げられます。

届け出の必要な面積

- ☆市街化区域全域
百五十平方メートル以上
- ☆市街化調整区域全域
千平方メートル以上

指定期間

☆平成二年四月一日から三年十一月三十日まで

土地の取引とは

- 売買
- 共有持ち分の譲渡
- 交換
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 地上権賃借権の設定、譲渡等

●問い合わせ●
都市計画課内線二四一三

届け出をお忘れなく

